

地方創生を重視した特定複合観光施設区域の選定

現 状

● 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（IR推進法）成立

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律 第3条

特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする

● 「第2回特定複合観光施設区域整備推進会議」における論点（抜粋）

・ 特定複合観光施設を一体として構成すべき中核施設の種類・要件

各構成施設の要件については、各構成施設が国際競争力を有するとともに、全国的な見地からも我が国を代表する施設として経済効果を生み出すものとする方向が適当ではないか

・ 認定区域数の上限

当初の区域数の上限を検討してはいかがか

・ 事業者選定と区域認定の先後関係

地方公共団体が事業者を選定し、その提案に基づき区域に関する具体的な事業計画を作成した上で、国に申請することとしてはどうか

本県のIR構想

- マリンスポーツや海洋レジャー、豊富な観光資源を生かしたリゾート型
- ギャンブル依存症に対する国民の懸念がなくなるまではカジノ施設に日本人を入場させない

課 題

- IR推進法第3条には、「地域経済の振興に寄与する」とされているにとかかわらず、推進会議の論点では、国際競争力や我が国を代表する施設が強調され、地方創生の観点が抜け落ちている
- 国際会議場、劇場、宿泊施設等の施設要件が大規模かつ高度なものとなつた場合、地方都市ではその要件を満たすことは極めて困難となる
- 国民にはギャンブル依存症に対する根強い懸念がある
- IRの区域認定が少数かつ大都市部のみとなった場合、周辺地域への経済的恩恵は限定的で、地方創生につながらない可能性が高い
- 区域申請に先立ち自治体が事業者選定を実施する場合、事業実施が確実となる一方、交渉において事業者側が優位な立場となる可能性がある

具体的な措置

- 法第3条の地方創生の趣旨を十分に尊重し、地方が地域の特性を生かしたIRを実現できるような仕組みとすること
- 中核施設の要件については、その種類や規模を一律に規定するのではなく、地方公共団体の独創性とその地域の特性を重視して、柔軟に対応できること
- 国において高度なギャンブル依存症対策を確立するとともに、地方公共団体独自の依存症対策について裁量を認めること
- 第1回の区域認定に際しては、一律に認定数を制限することなく、特定複合観光施設区域の整備に係る構想のうち優れたものを認定すること

